

ともに生きる福祉の村づくり

II 活動方針

- 1 住民の福祉活動参加に向けた広報・啓発活動を行い、支え合いの地域づくりを目指した地域福祉活動を展開する。
- 2 いつまでもその人らしく暮らせるための介護予防事業、地域に暮らす誰もが安心して生活するための総合相談、地域生活支援活動を展開する
- 3 要介護者及び介護者が安心して暮らせるための介護保険各種事業を展開する。
- 4 「ともに生きる福祉の村づくり」を目指した実効性のある事業を推進するため、社協組織の充実強化を図る。

III 具体的事業

1 住民参加による支え合いの地域福祉活動

(1) 住民参加の地域福祉活動の推進

- ア いきいきサロン活動の支援・助成金の交付、サロン交流会の開催
- イ 支え合いマップづくりと懇談会における福祉課題の把握と支援方法の検討
- ウ 認知症サポーター養成講座の実施（村地域包括支援センターと連携）
- エ 生活・介護支援サポーター養成講座の開催 【新規】
- オ 日赤奉仕団活動への支援

(2) ボランティア活動の推進

- ア ボランティア活動の推進
 - (ア) ボランティア活動の啓発と情報提供
 - (イ) ボランティア講座の開催
 - 園芸福祉講座 【新規】
 - 傾聴ボランティア講座 【新規】
 - (ウ) 各種ボランティアの募集
 - (エ) 収集ボランティア活動の推進（PETボトルキャップ[®]、牛乳パック等収集）
 - (オ) ボランティアグループの活動支援
 - (カ) 縁が輪喫茶と相談窓口の開設
- イ ボランティア連絡協議会活動への援助と協力
 - (ア) ボランティア連絡協議会代表者会の開催
 - (イ) ボランティア研修視察とボランティア交流会の実施
- ウ 上伊那郡ボランティア集会への参加

- ウ 報道機関（新聞、有線告知放送、ケーブルテレビ等）と連携した広報活動
- エ 第 2 0 回中川ふれあい福祉広場の開催 10月18日（日）
- オ 第 2 3 回中川村健康福祉大会の開催（村、健康づくり推進協議会共催）
- カ 第 4 0 回三者共催講演会の開催（公民館、P T A 共催）

（4）福祉教育の推進

- ア 福祉教育普及校指定事業（活動助成金交付）
- イ 福祉教育懇談会の開催
- ウ 小中学校福祉教育への情報提供・福祉体験教材の貸し出しと指導
- エ こども福祉教室の開催

（5）福祉ニーズの把握と関係機関との連携

支え合いマップづくり懇談会やサロン等の場で福祉ニーズを把握し、地域住民、関係機関と連携して課題解決を目指す。

（6）当事者・団体活動への支援

- ア 1人・2人暮らし高齢者に対して
 - （ア）1人・2人暮らし高齢者交流会（あじさい会）の開催
- イ 心身障がい児者に対して
 - （ア）希望の旅事業の実施
 - （イ）障がい者スポーツ交流会の開催
- ウ 高齢者に対して
 - （ア）敬老訪問
- エ 介護者に対して
 - （ア）介護者交流会
- オ 施設入居者に対して（村内福祉施設、近隣福祉・障がい者施設、作業所）
 - （ア）社協報「にこりん」並びに広報「なかがわ」等の送付
 - （イ）ふれあい福祉広場への招待
- カ 要援護者に対して
 - （ア）厚生資金貸付事業（村社協）
 - （イ）生活福祉資金事業（県社協）
 - （ウ）金銭管理サービス（通帳払戻の代行、医療費、利用料等支払代行）
 - （エ）生活困窮者総合相談（生活・就労支援センターと連携） **【新規】**
- キ 福祉団体への活動支援
 - （ア）助成金の交付

ク 中川村戦没者戦争犠牲者追悼式への協力

（7）功労者表彰式の開催

社会福祉協議会の発展と地域福祉の向上に功績のあった者、大口寄附者を表彰する功労者表彰式を開催する。

- (ア) 布おむつリース事業（村受託事業）
- (イ) 福祉車両、福祉用具の貸出
- (ウ) いわゆる荘休日サービス（年末年始）
- (エ) いわゆる荘夜間サービス（泊まり利用）
- (オ) 福祉輸送サービス（村受託事業）
- (カ) 障がい者居宅介護事業（障害者総合支援法）
- (キ) 生活支援ヘルパーの派遣（自主ヘルパー）
- (ク) 障がい者特定相談支援事業（障害者総合支援法）【新規】

(2) 介護予防事業

- ア 地区やサロンでの介護予防教室の開催
（地域包括支援センター、保健センターと連携）
- イ 食の支援・見守り事業
 - (ア) お楽しみ弁当 月1回
 - (イ) いわゆる弁当 月曜日～金曜日
- ウ 高齢者生活管理指導員等派遣事業（村受託事業）
 - (ア) 生活管理指導員派遣事業
 - (イ) 軽度生活支援事業
- エ 生きがいデイサービス事業
 - (ア) 高齢者憩いの家生きがいデイ（村受託事業）
：隔週、男性2回（月曜日）、東西地区女性各2回（木曜日）
 - (イ) 高齢者憩いの家くつろぎデイ（村受託事業）：毎週火・水・金曜日
 - (ウ) いわゆる荘生きがいデイ

(3) 各種相談事業

- ア 心配ごと相談所の開設
 - (ア) 相談日：毎月第1水曜日（9:00～11:00）
場所：在宅介護支援センター
村の行政相談員と共同で実施
 - (イ) 相談員は、民生委員16名が交代である。
- イ 結婚相談所の開設
 - (ア) 相談日：定例相談日毎月第1・第3火曜日（18:00～20:00）
電話相談は随時。
 - (イ) 運営委員会……年6回
 - (ウ) 交流研修会
 - ・上伊那結婚相談促進連絡会
 - ・伊南4市町村結婚相談員研修会
 - ・天竜縁結びの会（下伊那北部5町村及び伊南4市町村で構成）

○利用者が自宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を送ることができるよう利用者及び家族と連携しながら支援する。

- ア ケアプランの作成
- イ 介護サービス事業者との連携
- ウ サービス担当者会議の開催
- エ 介護予防居宅介護支援事業の受託

(2) 通所介護事業

(運営方針)

○利用者が自宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活をおくることができるよう、施設において必要な介護や機能訓練を行い、心身機能の維持並びに利用者家族の身体的精神的負担の軽減を図る。

- ア 在宅要介護者に対する通所介護サービスの提供
 - (ア) サービス提供期間 月～日曜日及び祝祭日 **【新規】**
 - (イ) 提供するサービス 送迎、健康チェック、入浴、食事、生活相談
機能訓練、時間延長対応
- イ 在宅介護者への支援
 - いわゆり荘家族会の開催

(3) 訪問介護事業

(運営方針)

○利用者の心身の状況、置かれている環境等を的確に把握し、その有する能力に応じ、自立した日常生活をおくることができるよう、入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行う。

- ア 在宅要介護者に対する訪問介護サービスの提供
 - (ア) サービス提供時間 毎日 通常時間： 8:00～18:00
早朝時間： 6:00～ 8:00
夜間時間： 18:00～22:00
 - (イ) 提供するサービス 身体介護、生活援助

(4) 関係機関との連携と課題解決

地域ケア会議における行政、包括支援センター、医療機関等、関係機関との連携による課題の解決

監査会の開催

- ア 労務委員会・評議員会の開催
 - イ 監査会の開催
- (2) 危機管理体制の整備、検討
- ア 行政の災害対策本部との連携
 - イ 災害発生時の職員緊急招集と支援体制の確立
 - ウ 福祉避難所の設営
 - エ 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施【新規】
- (3) 社協事業に対する意見、要望の受付
- ア 利用者、住民の方からの意見、要望に対応する窓口の設置
 - イ 第三者委員会の開催
- (4) 職員間の連携による総合的、効果的福祉活動の展開
- ア 主任会議の定期開催
 - イ 職場内職員会議の定期開催
 - ウ 職員全体意見交換会
 - エ 経営戦略会議 【新規】
- (5) 地域ニーズに沿った質の高い福祉活動を展開できる人材育成
- ア 役職員研修会（内部研修、外部研修への参加）
 - イ 職場内研修会、外部研修会による職員の資質向上と資格取得の促進
- (6) 働きやすい職場環境づくり
- ア 職員健康診断の実施
 - イ 職員互助会による福利厚生事業
 - ウ 働きやすい職場環境づくりに向けた職場環境の見直しと改善